

## 【追加料金について】

- 1 「施設使用料」のほか、舞台の演出によって「附属設備使用料」・「追加人件費」・「追加機材費」・「ピアノ調律料」が発生します。詳しくは17頁、18頁をご覧ください。
- 2 入場料を徴収する場合は「施設使用料」が加算されます。詳しくは14頁をご覧ください。
- 3 打合せ時に見積りを出しますので、使用当日に現金でお支払い頂きます。

## ※ 附属設備使用料

- 1 ホール備付の設備を使用する場合に発生する料金であり、附属設備使用料の計算は「単価×使用数量×ホール予約区分数」となります。
- 2 区分数は、附属設備を使用した区分数ではなくホールを予約している区分数になりますので、お間違えのないようにお願いします。
- 3 冷暖房料については、「単価×冷暖房の時間数」となります。

【例】 スプリングホールを4区分（1日目「夜」、2日目「朝・昼・夜」）予約し、  
ポーターライト（単価880円）を2個使用した場合の設備使用料  
【設備使用料】 880円×2個×4区分=7,040円

## ※ 追加人件費

- 1 施設使用料には、スプリングホールは3人分、サンホールは2人分のホールスタッフの人件費が含まれています。
- 2 追加人件費は、基準を超えるスタッフが必要な場合に発生します。

## ※ 追加機材費

ホール備付設備以外の機材を使用する場合に発生します。

## ※ ピアノ調律料

- 1 ピアノの調律を希望する場合に発生します。
- 2 当センターでは、ピアノの管理上、調律師の乗り込みをお断りしております。  
調律を希望する場合は、必ず当センターにご依頼ください。

## ※ 施設加算使用料

- 1 入場料を徴収する場合に施設使用料の加算が発生します。

### 【問い合わせ先】

春日市ふれあい文化センター

〒816-0831 春日市大谷6丁目24番地

Tel: 092-584-3366 (代表)

Fax: 092-501-1669